

番号：150528

国名：インドネシア

担当：産業開発・公共政策部行財政・金融チーム

案件名：貿易行政調整能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月中旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.46M/M、合計 0.96M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出または郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシアは、1997年のアジア金融・経済危機以降、国際通貨基金（IMF）プログラムを着実に実行し、大きな国内市場に支えられた旺盛な国内需要を背景に安定的な経済成長を続けている。こうした高い成長率、豊富な天然資源、政治の安定等を理由に、インドネシアは近年有望な投資先として注目を集めている。しかしながら国際金融公社（IFC）のDoing Businessによれば、インドネシアのビジネス・投資環境は189か国中114位（2014年）と低迷しており、アジアの主要近隣国と比較しても下回っている。民間企業からはインフラ未整備、法制運用の不透明性、労働コスト上昇等と並んで関税、通関関係の手続きの改善の必要性についても重要な課題として指摘されている。今後インドネシアがそのポテンシャルに相応しい経済成長を果たし、国際社会で役割を果たしていくためには投資環境の整備、特に貿易・税関に関する諸制度・システムを改善して、事業環境の整備を進めていくことが重要な課題となっている。

かかる状況を踏まえ、JICAは民間セクター開発支援の一環として、「投資・貿易」促進に係る支援を優先分野に位置づけている。これまでに開発調査「首都圏貿易環境改善調査」（2004年）や、これを踏まえて実施された「貿易手続行政改善プロジェクト（PROTRAF）」（2005年～2008年）を通じて貿易手続きの効率化に向けた体制の整備を支援した。その後、2010年から2013年まで実施された「貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト」ではPROTRAFで構築した貿易関連法令データベースの拡大化や貿易手続きガイドラインの整備等、貿易関係者にとって有効な貿易手続きの改善に資する実務的ツールを開発した他、収集された貿易手続関係の法令情報分析や主要国との貿易政策比較研究結果等を踏まえ、関係省庁に対する貿易手続き改善に係る提言を取りまとめた。

この間、インドネシア政府は、2005年にASEANシングルウィンドウ（ASW）¹の構築・実施に係る協定に署名し、同国の投資環境を改善することを目的として2006年の大統領令（Presidential Instruction No. 3/2006）に基づいて、インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（INSW）の実践プロセスを開始した。更にインドネシア政府はINSWの実践プロセスを強化するため、2012年には大統領規程（Presidential Regulation No. 35/2012）を改訂して、INSWを管理するための母体として2013年12月までに新たな組織として貿易・港湾関連のINSWチームを立ち上げることとされた。同準備チームは貿易行政に係る各省横断での調整機能を持つ経済調整担当大臣府（CMEA）が臨時的に運営監督権限を持つこととなった。

上記経緯を受け、インドネシア政府は我が国に対し、INSWに関する新組織設立に係る支援を含め、各省における貿易手続き改善を実践するためのCMEAの調整能力強化を目的として「貿易行政調整能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施に係る支援を要請した。JICAとカウンターパート機関であるCMEAは2013年7月にRecord of Discussion（R/D）を署名、交換し、本プロジェクトの枠組みを合意し、2013年11月25日～2015年11月24日までの2年間の予定で本プロジェクトを実施している。本プロジェクトでは開始当初より長期専門家（貿易行政）を1名派遣し、日本のNACCSセンターをモデルにした輸出入・税関行政の手続き一元化の運営体制の構築に向け、主に現地セミナーや本邦研修の実施を通じて日本の知見の共有に取り組んできた。

INSWの新たな動きとしては、2014年10月に発足したジョコ新政権はINSWの運営機能をCMEAから財務省に移管すると発表し、2015年7月に新たに運営チームが財務省内に設置予定とされている。他方で、CMEAにはINSWの諮問機能的機能を持つSteering Committee（SC）を設置するとされており、継続してINSWの運営ボードとしての関与は継続するとされている。

今回実施する終了時評価は2015年11月のプロジェクト終了を控え、プロジェクトの活動実績、成果を評価、確認した上で、今後のプロジェクト活動を見直し、必要に応じて協力期間の延長を検討することを目的とする。特に、上記のINSWの運営体制に関するインドネシア側の計画内容や進捗状況については十分確認し、プロジェクトの有効性や持続性等の観点から今後必要な対応を

¹ ASEAN加盟国内において、通関手続きを電子化し、一回の入力・送信で関係機関に対する申請・届け出を可能にするナショナルシングルウィンドウ（NSW）を実現させるとともに、各国において実現されたNSWを相互に連携させ、ASEAN域内での通関手続きに要する必要書類の記載内容の標準化、加盟国間の技術的仕様に係る格差解消、各国税関における運営マネジメント強化を通して、ASEAN域内共通のSWを実現するもの。

検討するものとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備（2015年8月中旬～下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他インドネシア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討するとともに、既存情報をもとに現時点での評価（案）を予備的に取り纏める。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年8月下旬～9月上旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ インドネシア側カウンターパートと、協議した評価グリッドに基づき、調査団派遣前に事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記③、④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びインドネシア側カウンターパート等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）の取り纏めに協力する。
- ⑥ インドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2015年9月上旬～9月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取り纏め、終了時評価調査報告書（案）（和文）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）終了時評価調査報告書（担当分野）とする。

- （1） 評価調査結果要約表（案）（担当分野）

- 和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA インドネシア事務所 1 部)
英文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA インドネシア事務所 1 部)
- (2) 終了時評価調査報告書 (案) (担当分野)
和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA インドネシア事務所 1 部)
なお、上記成果品の体裁については簡易製本とし、電子データをあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年8月16日～2015年8月29日を予定していますが、数日程度前後する可能性があります。

本業務従事者は、当機構の調査団員に5日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 貿易行政・関税 (関税局)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本調査団の現地派遣期間中に、現地で活動中の本プロジェクト専門家は、以下のとおりです。

長期専門家 (貿易調整) (派遣期間：2013年11月25日～2015年11月24日)

③便宜供与内容

当機構インドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- オ) 執務スペースの提供
JICAインドネシア事務所もしくはプロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部行財政・金融チーム (TEL:03-5226-6915) にて配布します。

- ・「貿易行政調整能力向上プロジェクト」専門家報告書
- ・「インドネシア国貿易手続きキャパシティ向上プロジェクト」関連情報

(3) その他

- ① 類似業務経験に関し、税関行政分野の経験があればなお望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上